(三)　団体監理型実習実施者等は、(一)の明示を行うに当たっては、団体監理型技能実習生等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、次のイの方法によることが望ましいが、次のロなどの方法によることも可能であること。

イ　第一項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。

ロ　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき交付される書面において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第一項明示の一部の事項を削除する場合にあっては、削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。

(四)　団体監理型実習実施者等は、締結しようとする労働契約に係る従事すべき業務の内容等の調整が終了した後、当該労働契約を締結するかどうか団体監理型技能実習生等が考える時間が確保されるよう、可能な限り速やかに(一)の明示を行うこと。また、(一)の明示を受けた団体監理型技能実習生等から、第一項明示を変更し、特定し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する理由等について質問された場合には、適切に説明すること。

(五)　第一項明示は、そのまま労働契約の内容となることが期待されているものであること。また、第一項明示を安易に変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加してはならないこと。

(六)　学校卒業見込者等（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十一条に規定する学校卒業見込者等をいう。以下この(六)において同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第一項明示を変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（一(四)ロにより、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、法第二十七条第二項の規定より適用する職業安定法第五条の三第一項及び(一)の明示が書面により行われるべきであること。

(七)　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定に基づく明示が同法の規定に抵触するものであった場合、(一)の明示を行ったとしても、同項の規定に基づく明示が適切であったとみなされるものではないこと。

(八)　団体監理型実習実施者等は、第一項明示を変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加した場合は、求人票等の内容を検証し、修正等を行うべきであること。

第三　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第三十三条の五に関する事項（監理団体の責務）等

一　（略）

二　団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等からの苦情の適切な処理

監理団体は、主務大臣の機関、外国人技能実習機構、他の監理団体その他関係者と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等からの苦情（あっせんを行った後の苦情を含む。）を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

第三　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第三十三条の五に関する事項（監理団体の責務）等

一　（略）

二　団体監理型技能実習生等からの苦情の適切な処理

監理団体は、主務大臣の機関、外国人技能実習機構、他の監理団体その他関係者と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型技能実習生等からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。